

富士宮市介護保険サービス提供基盤整備事業

公募要項

(令和 8 年度整備着手 看護小規模多機能型居宅介護)

令和 7 年 9 月

富士宮市保健福祉部福祉企画課

1 公募の目的

富士宮市では、必要とされる介護保険サービスの量を確保するため、第10次富士宮市高齢者福祉計画・第9期富士宮市介護保険事業計画において、生活圏域ごとの介護保険サービス提供基盤の整備目標を定め、施設整備（整備事業）を推進しております。

今回は、令和8年度整備事業（看護小規模多機能型居宅介護）について、公募を行い、整備事業者を選定します。

2 基本方針

整備事業の実施に当たっては、サービス提供量の確保に加え、サービスの質の確保が重要な課題です。

また、生活圏域の現状に応じた多様な介護保険サービスの提供や、介護保険サービス以外のサービスとの連携も重要な要素です。整備希望者は、これらを考慮した上で整備事業の計画立案をお願いします。

なお、整備目標に設定されていない介護保険施設（特養・老健・介護医療院）、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設は、認可及び指定を受けることはできませんのでご注意ください。

3 公募する整備目標

サービスの名称	整備目標			
看護小規模多機能型 居宅介護	医療ニーズに対応できる在宅サービスとして必要性が高いため、未整備地域に整備する。			
	生活圏域	整備年度	登録定員数	宿泊定員数
	富丘	令和8	29人	9人

4 応募資格

整備希望者は、次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 下記のいずれかに該当すること。

ア 医療法人又は病床を有する診療所を開設している者

イ 現に訪問看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を運営している法人

(2) 訪問看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者としての実務経験を有する者を管理者とする予定であること。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定による事業者の欠格事項に該当しないこと。

(4) 富士宮市暴力団排除条例（平成24年富士宮市条例第25号）第2条第3号に該当する者でないこと。

- (5) 租税、公課及び社会保険料の滞納がないこと。
- (6) 施設整備、開設準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期的に継続して、健全で安定したサービスの提供が可能であること。

5 応募条件

- (1) 本公募に対し、2つ以上の応募申請書を提出した整備希望者は、理由の如何を問わず失格とします。
- (2) 整備希望者自らが開設し、指定を受けること。
- (3) 介護保険制度に関する資料の取得を含め、応募に要する費用は全て整備希望者が負担すること。
- (4) 開設予定地等
 - ア 応募申請書の提出期限以降に開設予定地を変更することはできません。
 - イ 土地（建物）について、所有権を有すること若しくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。
 - ウ 既存の建物を活用する場合、その建物が昭和 56 年以前のものである場合は、現在求められている耐震性が確保されていることを確認し、確保するための改修等が必要な場合は、事業の開始までに完了させること。
- (5) 法令の遵守
 - ア 介護保険法及び関連する法令並びに「富士宮市指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年富士宮市条例第 15 号）」及び富士宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 25 年富士宮市規則第 13 号）に定められた基準を満たしていること。
 - イ 介護保険法以外の法令等については、整備希望者が確認し必要な手続を行う又は許認可を得ること。特に、開発許可を要する場合は接道等の道路要件に注意すること。（例：都市計画法、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、消防法等）

6 介護保険法による事業者指定等に関する条件

- (1) 令和 9 年 4 月 1 日までに、介護保険法に基づく事業所の指定を受け、事業所を開設すること。なお、指定申請は、事業所開設予定日の 3 か月前までに行うこと。
- (2) 計画した定員を開設時に受け入れることができる体制（人員、設備等）を確保すること。
- (3) 人員及び設備基準等の指定に係る基準を満たしていない申請は、指定を受けられない場合があるため、予め指定権者に必要事項を確認する等の準備を進めること。特に、指定に必要な資格者の確保や修了が義務付けられている研修等に留意して準備を進めること。
- (4) 事業所の開設に向けて、職員の研修を計画的に実施するように努め、開設後は速やかにサービスの提供を開始すること。

7 応募方法

- (1) 整備希望者は、まず、整備希望者登録依頼票（別添様式。以下「登録票」という。）を令和7年9月16日から令和7年10月15日までの間に提出してください。登録票を基に追加の資料や応募方法のQ & A等を整備希望者にお知らせします。
- (2) 登録票の提出後、別に定める「応募申請書作成要領」に従い応募申請書を作成し、令和7年11月14日までに提出してください。なお、提出期限後の問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。
- (3) 応募申請書の様式は、富士宮市ホームページに掲載します。
- (4) 整備希望者へのお知らせは、全て電子メールにより行います。整備希望者は、電子メールの使用が可能であり、かつ、PDF、ワード、エクセルにより作成された資料を閲覧できる環境を整備してください。

8 選定方法

整備事業者の選定は、申請書類及び整備希望者からのプレゼンテーションにより審査し、評価したうえで市が決定します。審査結果は、整備希望者に対し書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。

なお、審査の結果、整備事業者を選定しない場合もあります。

【審査の視点】

- (1) 法人の状況
経営理念及び運営方針／財務状況／事業運営の確実性
- (2) 応募の動機、趣意
- (3) 開設予定地等について
立地／建物／土地・建物の所有権
- (4) 職員体制について
確保の取組／資質向上に向けた取組／処遇についての取組
- (5) 事業所の運営体制について
事業所運営の基本理念及び運営方針／サービス向上に向けた取組／虐待防止の取組／身体拘束を行わないための取組／感染症及び食中毒の予防、まん延防止の取組／事故防止（再発防止）の取組／苦情対応の体制／非常災害対策／利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減のための取組
- (6) 利用者について
利用者の日常生活への支援
- (7) その他
地域との関わりに対する考え方と取組／本市の福祉施策等への参画状況／事業所のアピールポイント

9 スケジュール

施設整備分の補助金を活用する場合を含む現時点の標準的な流れとなりますので、状況により変動する可能性があります。また、補助金を活用しない場合は、補助金に関する手続等は不要となります。

令和 7 年 9 月 16 日～令和 7 年 10 月 15 日	登録票受付期間
令和 7 年 10 月 16 日～令和 7 年 11 月 14 日	応募申請書類受付期間
令和 7 年 11 月 17 日～令和 7 年 12 月 15 日	一次審査（補正を指示することがあります。）
令和 8 年 1 月	二次審査（プレゼンテーション）
	事業者の選定・公表
令和 8 年 3 月	基本設計審査／補助金事前協議
令和 8 年 5 月	実施設計審査／補助金交付申請
令和 8 年 8 月	補助金交付決定
	建設業者選定・入札公告／入札
令和 8 年 8 月	契約締結・工事着手
令和 8 年 12 月	指定申請書提出
令和 9 年 2 月	工事完了・補助金実績報告
令和 9 年 3 月	地域密着型サービス運営委員会審議
令和 9 年 4 月 1 日	事業者指定・サービス提供開始

10 補助金

- (1) 本整備事業は、国及び県の基金を財源とした補助事業の対象となりますが、今後の国及び県の動向によって、補助金の有無又は金額が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 補助金を活用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 補助金の交付決定を受けた年度中に事業が完了すること。
 - イ 整備希望者が法人でない場合、補助金の交付決定の前日までに法人登記が完了する見込みであること。
 - ウ 静岡県が定める「介護サービス提供体制整備促進事業費補助を活用した施設整備の方針」を遵守するとともに、市と協議して進めること。
 - エ スプリンクラー設備を設置すること。
 - オ 整備事業を行うために締結する契約は、富士宮市契約規則及び関連例規に準拠して行うこと。
 - カ 工事の契約に係る入札手続に入る前に、基本設計審査、実施設計審査を受審し、補助金の交付決定を受けること。また、工事施工後は中間検査及び完成検査を受けること。
- (3) 応募申請書類に記載する市からの補助額は次表の金額としてください。
なお、ここに示す補助額は令和 7 年度事業における金額です。

【補助基準単価】

施 設 種 別	補 助 基 準 単 価	
	施設整備	開設準備経費
看護小規模多機能型居宅介護	1 施設当たり 39,600,000 円	宿泊定員 1 人当たり 989,000 円

11 応募に当たっての留意点

- (1) 土地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他関係者との間に発生したトラブルについて、市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (2) 整備中における事業計画の中止や整備事業者を選定されなかったことによる損害等について、市は一切の責任を負いません。
- (3) 整備事業者を選定された場合であっても、次の場合は、原則として、選定を取り消します。
 - ア 提出された関係書類等に虚偽があった場合
 - イ 事業内容（開設予定地、定員、サービス種類等）に著しい変更があった場合
 - ウ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為があった場合
- (4) 登録票の提出後、整備事業者の選定までの間に、やむを得ない理由等により当該事業を辞退する場合には、辞退届（具体的な辞退理由の記載、代表者名の記名等が必要）を提出してください。（様式は任意）

12 連絡先及び書類提出先

富士宮市 保健福祉部 福祉企画課 指導係

（富士宮市弓沢町 1 5 0 番地：富士宮市役所 1 階）

電 話 0 5 4 4 - 2 2 - 1 1 1 4

メール fukushi@city.fujinomiya.lg.jp